

神保総保第630号
平成27年6月5日

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会
会長 山端 和幸 様

神戸市保健福祉局総務部保護課長

生活困窮者住居確保給付金及び住宅支援給付金事業にかかる支給限度額の改定について

本市における保健福祉行政の推進について、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省社会・援護局長より「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助家賃・間代等」の限度額の設定について（通知）（社援発0414第9号平成27年4月14日付）が発出されたことに伴い、生活困窮者住居確保給付金及び住宅支援給付金事業にかかる支給限度額を下記のとおり改定しますので、貴協会員に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 世帯人員別の生活困窮者住居確保給付金及び住宅支援給付金事業の支給限度額

1人	2人	3～5人	6人	7人以上
40,000円	48,000円	52,000円	56,000円	62,000円

2. 適用の時期

当該申請（延長もしくは再延長の申請を含む）にかかる1回目の支給が平成27年7月以降の家賃相当分の場合、新しい限度額を適用します。なお、平成27年5月もしくは6月に1回目の支給を行った場合は、次回の申請分から新しい限度額を適用します。また、その差額については、直接対象者から徴収いただくことになります。

3. 添付書類

- (1) 「～貸主・不動産取り扱い事業者の皆様へ～住居確保給付金及び住宅支援給付金の限度額の見直しについて」
- (2) 「～住居確保給付金もしくは住宅支援給付事業を受けておられる皆様へ～住居確保給付金及び住宅支援給付金の限度額の見直しについて」

担当：神戸市保健福祉局総務部保護課
竹野・田中
TEL 078-331-8181(内線3021)
FAX 078-322-6040



～住居確保給付もしくは住宅支援給付を受けておられる皆様へ～

住居確保給付金及び住宅支援給付金の限度額の見直しについて

平成 27 年 7 月より住居確保給付金及び住宅支援給付金の限度額が以下のとおり見直しされます。

◇現行の住居確保給付金及び住宅支援給付事業の限度額

(平成 27 年 6 月末まで)

1 人	2～6 人	7 人
42, 500 円	55, 300 円	66, 400 円

◇新しい住居確保給付金及び住宅支援給付事業の限度額

(平成 27 年 7 月より)

1 人	2 人	3～5 人	6 人	7 人以上
40, 000 円	48, 000 円	52, 000 円	56, 000 円	62, 000 円

※当該申請にかかる 1 回目の支給が平成 27 年 7 月以降の家賃相当分の場合、新しい限度額を適用します。なお、延長もしくは再延長の申請を行い、その 1 回目の支給が平成 27 年 7 月以降の家賃相当分の場合も、新しい限度額を適用します。その場合の差額については、直接貸主様にお支払いいただくことになります。

※詳しくは、くらし支援窓口の相談支援員にお問い合わせください。

平成 27 年 6 月 神戸市

～貸主・不動産取り扱い事業者の皆様へ～

住居確保給付金及び住宅支援給付事業の限度額の見直しについて

平素は生活困窮者住居確保給付金及び住宅支援給付事業の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、下記の通り平成 27 年 7 月より住居確保給付金及び住宅支援給付事業の支給限度額が見直しされますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点は、くらし支援窓口の相談支援員にお問い合わせください。

◇現行の住居確保給付金及び住宅支援給付事業の限度額

(平成 27 年 6 月末まで)

1 人	2～6 人	7 人
42, 500 円	55, 300 円	66, 400 円

◇新しい住居確保給付金及び住宅支援給付事業の限度額

(平成 27 年 7 月より)

1 人	2 人	3～5 人	6 人	7 人以上
40, 000 円	48, 000 円	52, 000 円	56, 000 円	62, 000 円

※当該申請にかかる 1 回目の支給が平成 27 年 7 月以降の家賃相当分の場合、新しい限度額を適用します。なお、延長もしくは再延長の申請を行い、その 1 回目の支給が平成 27 年 7 月以降の家賃相当分の場合も、新しい限度額を適用します。その差額については、直接対象者から徴収いただくことになります。

平成 27 年 6 月 神戸市